

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県松江市長

公表日

令和2年12月28日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の内容	<p>個人住民税は、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対し課税する道府県民税及び市町村民税(以下「個人住民税」という。)の総称であり、地方税法に基づき道府県民税と市町村民税を一括して市町村が賦課事務を行うものである。</p> <p>特定個人情報とは、以下の個人住民税の賦課事務において、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。</p> <p>【課税準備事務】 ①個人住民税の申告が必要と思われる者に「市民税・県民税申告書(以下「住民税申告書」という。)」を発送する。</p> <p>【課税資料等収集事務】 ①給与支払報告書の受領(紙、電子媒体、eLtax) 事業所等から提出された給与支払報告書を受領する。 ②住民税申告書及び確定申告書データの受領(紙、国税連携電子データ) 個人から提出された住民税申告書、各種申告資料及び国税庁から送信される確定申告書データを受領(国税連携)する。 ③公的年金支払報告書の受領(紙、eLtax) 年金保険者から提出された公的年金支払報告書を受領する。 ④障害者控除関係情報、生活保護に関する情報の照会 ⑤他団体への資料回送 本来申告されるべき市区町村へ該当資料を送付する。 ⑥他団体からの資料の受領 他団体から送付された資料を受領する。</p> <p>【当初賦課決定事務】 上記課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算及び徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①賦課決定通知の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて納税通知書、特別徴収税額決定通知書を作成する。</p> <p>【賦課更正事務】 賦課決定通知後に調査の結果や新たな課税資料、税務署からの修正申告書、更正決議書の受領等により賦課決定通知内容に変更が生じる場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 特別徴収事業所や本人宛に更正決定後の賦課内容の通知を行う。</p> <p>【調査等事務】 ①扶養調査 扶養控除について申告内容に誤りがないか調査する。本人への照会等の現況調査を行い、申告内容に誤りがある場合は職権により賦課内容の更正を行う。 ②住民登録外課税通知 松江市に住民登録のない課税者について、住所地市区町村に地方税法第294条第3項に基づく通知を行う。 ③未申告調査 前々年に不動産所得又は事業所得があり、前年に同所得の申告が無い者に対し実態調査を行い、申告忘れの場合は申告を慫慂する。 ④税務署通知 調査の結果により賦課決定内容に更正が発生する場合、所得税にも影響するため、更正内容を所轄の税務署へ通知する。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>①納税義務者把握機能：課税対象となる納税義務者(給与支払報告書提出事業所含む)を把握する機能</p> <p>②申告書登録機能：課税対象者から申請される申告書等(課税資料)をシステムに登録する機能</p> <p>③当初賦課機能：登録されている資料情報から対象年度の賦課を決定する機能</p> <p>④賦課更正機能：課税対象者の異動に伴い、賦課情報を更正する機能</p> <p>⑤課税整理・調査機能：扶養関係情報が未特定の対象者を調査する機能</p> <p>⑥庁外向け資料作成機能：住民登録外課税通知など庁外向けの資料を作成する機能</p> <p>⑦証明書発行機能：各種証明書を窓口業務向けに発行する機能</p> <p>⑧統計管理機能：個人住民税業務における調定表等の統計資料を作成する機能</p> <p>⑨他システム連携機能：収納システムやイメージ管理システム等と連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (課税原票管理システム、GW証明発行システム、コンビニ交付システム、個人住民税申告支援システム)</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	<p>①住民登録者宛名管理機能：住登者を住記システムより連携、管理する機能</p> <p>②住登外・事業所宛名管理機能：住登外・事業所宛名を登録・修正する機能</p> <p>③共有宛名管理機能：共有代表者の宛名を登録・修正する機能</p> <p>④送付先管理機能：現住所と異なる送付先を登録・修正する機能</p> <p>⑤納税関係者管理機能：相続人や納税管理等の納税関係者を登録・修正する機能</p> <p>⑥連絡先管理機能：電話番号等の連絡先を登録・修正する機能</p> <p>⑦口座管理機能：振替口座・還付口座を登録・修正する機能</p> <p>⑧世帯管理機能：住登外者を世帯に加入・脱退する機能</p> <p>⑨納税組合管理機能：納税組合やそれに属する組合員を登録・修正する機能</p> <p>⑩他システム連携機能：税務システムや福祉系システム等と連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、個人住民税申告支援システム)</p>
システム3	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	<p>①イメージ作成：国税連携システム、eLtaxシステムから受信した電子データ及び給与支払者から提出された電子データをもとに画像ファイルを作成する機能</p> <p>②スキャニング機能：紙で提出された課税資料をスキャニングして画像ファイルを作成する機能</p> <p>③イメージ検索機能：登録された課税資料を検索、印刷する機能</p> <p>④電子データ補完入力機能：住民税課税システムに連携する確定申告書電子データを修正する機能</p>

システム6	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	①国税連携データの管理機能 国税データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロード機能 ②法定調書データの管理機能 法定調書データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロード機能 ③団体間回送機能 団体間回送受信・送信状況の確認及び団体間回送ファイルの登録機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (eLtaxシステム)
システム7	
①システムの名称	eLtaxシステム
②システムの機能	①利用届出の審査管理機能 eLtaxの利用にあたり、利用者から届け出があった情報を審査、管理する機能 ②提出データの審査管理機能 利用者から提出されたデータを審査、管理し、ダウンロードする機能 ③特別徴収税額通知データの送信機能 特別徴収義務者に特別徴収税額通知データを送信する機能 ④年金特別徴収データの送受信機能 審査サーバで受信した団体回付データ(配信)をファイル出力し、基幹システムで作成した団体回付データ(集信)を審査サーバへ引き渡す機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (国税連携システム)
システム8	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※住民基本台帳ネットワークシステムのうち市町村コミュニケーションサーバー部分(以下「市町村CS」という。)について記載する。
②システムの機能	本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (住基GWサーバー)

システム9	
①システムの名称	GW証明書発行システム
②システムの機能	1. 証明書作成・送信機能 所得・課税証明書等証明書様式による証明書を作成し、証明書自動交付システムへ証明書情報を送信する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (証明書自動交付システム)
システム10	
①システムの名称	証明書自動交付システム
②システムの機能	1. 証明書発行機能 GW証明発行システムで編集した証明書(所得・課税証明書)を自動交付機で発行する。 2. モニタリング 自動交付機の取引状況の確認 3. 履歴管理 アクセスサーバー・自動交付機の履歴の表示・退避を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (GW証明発行システム)
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 証明書作成・発行機能 所得・課税証明書等証明書様式による証明書を作成し、コンビニエンスストア等の自動交付機で発行する。 2. 個人住民税システム連携機能 所得・課税証明書の記載等の際、個人住民税システムとデータの受け渡しを行う。 3. 利用者用電子証明書シリアル番号連携機能 個人番号カードの認証に用いる利用者用電子証明書シリアル番号を住基GWサーバーより受信する。 4. 利用者情報連携・管理機能 個人住民税システムと連携し、証明書発行履歴、発行資格の管理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住基GWサーバー)

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する]
	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項</p> <p>項27より、以下の情報照会が可能と定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「市町村長」より「地方税関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者及びその配偶者、被扶養者。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うため、必要範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 市町村事務処理(課税処理や帳票への番号出力など)を行うために必要な情報として、本人確認情報(個人番号、4情報およびこれらの変更情報)を管理する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、公的年金等支払者(日本年金機構)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS))	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	個人住民税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行うための課税対象者を管理するため。	
④使用の主体	使用部署	財政部市民税課、財政部税務管理課、市民部市民課、政策部各支所市民生活課(鹿島支所、島根支所、美保関支所、八雲支所、玉湯支所、宍道支所、八束支所、東出雲支所、来待出張所、市民サービスコーナー)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>
⑤使用方法	①本人確認書類(申請書、個人番号カード等)に記載された個人番号による本人確認および本人特定 ②番号法第19条 別表第二の事務における各種帳票への個人番号の記載 ③4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに宛名特定個人情報ファイルの検索を行う。 ④住登者の再転入、住登外者の転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用 ⑤番号法第9条に基づく個人番号の利用 ⑥情報提供ネットワークシステムを通じた4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。	
	情報の突合	・宛名特定個人情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと宛名特定個人情報 ファイルを、宛名コードをもとに突合する。 ・本人確認書類を用いて本人確認を行う際に、提示を受けた本人確認書類と宛名特定個人情報ファイルを、宛名 コードをもとに突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	松江市新行政情報システム構築・運用業務	
①委託内容	松江市新行政情報システム(宛名システム)の運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、データパンチ、帳票印刷、障害対応及び仕様変更等を行うシステムの運用維持管理業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通(株)山陰支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請(事業者名、作業内容、作業期間、作業場所等記載)に対する承認
	⑥再委託事項	ハードウェア保守、遠隔地媒体保管等
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	他の市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	二重課税の防止
③提供する情報	個人番号、4情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住民登録しているが、賦課期日(1月1日)時点で他市町村を生活の本拠地とする課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="radio"/> 紙 <input type="radio"/> その他 (LGWAN回線)
⑦時期・頻度	申告受付期間(1～3月)及び随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 個人住民税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うため、必要範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【識別情報】 対象者の特定のために記録 【連絡先等情報】 対象者の賦課期日時点の居住地及び世帯状況、税額通知送付先の把握のために記録 【業務関係情報】 ・国税関係情報 対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 算出した個人住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷のために記録 ・医療保険関係情報 国民健康保険料の納付情報に基づき、社会保険料控除の算出を行うために記録 ・障害者福祉関係情報 身体障害者手帳の交付情報に基づき、非課税の判定、障害者控除該当の判定を行うために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護給付情報に基づき非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 年金特徴該当者の判定、年金特徴の可否判定のために記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉課、介護保険課、障害者福祉課、保険年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、公的年金等支払者(日本年金機構)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (島根県、他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	所得・所得控除の根拠となる課税資料をもとに納税義務者の特定及び適正な課税額の算出を行うため。	
④使用の主体	使用部署	財政部市民税課、財政部税務管理課、市民部市民課、政策部各支所市民生活課(鹿島支所、島根支所、美保関支所、八雲支所、玉湯支所、宍道支所、八束支所、東出雲支所、来待出張所、市民サービスコーナー)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	【課税準備事務】 ①住民税申告書を発送する。 【課税資料受付事務】 ①確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ②他市町村への資料回送 【当初賦課決定事務】 ①上記課税資料から賦課決定し、納税通知書、特別徴収税額決定通知書を通知する。 ②住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)する。 【賦課更正事務】 ①調査や修正申告書等により、賦課決定内容を変更して通知する。 【調査事務】 ①扶養調査 扶養控除について申告内容に誤りがないか調査する。 ②税務署連絡せん 調査の結果により、賦課決定内容に更正が発生する場合、所得税にも影響するため更正内容を税務署へ通知する。 ③納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ④生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。	
情報の突合	上記の事務において、内部識別番号の宛名コードと宛名特定個人情報ファイルの宛名コードを紐付けて使用する。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	松江市新行政情報システム構築・運用業務	
①委託内容	松江市新行政情報システム(個人住民税システム)の運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、データパンチ、帳票印刷、障害対応及び仕様変更等を行うシステムの運用維持管理業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通(株)山陰支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請(事業者名、作業内容、作業期間、作業場所等記載)に対する承認
	⑥再委託事項	ハードウェア保守、遠隔地媒体保管等
委託事項2～5		
委託事項2	課税原票管理システム運用・保守業務	
①委託内容	課税原票管理システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通 (株) 山陰支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約により、委託先、再委託先とも個人情報保護が義務付けられており、契約所管課の情報政策課において許諾を判断する。
	⑥再委託事項	システムの運用維持管理業務の一部
委託事項3	eLtaxシステム運用管理業務	
①委託内容	地方税ポータルシステム(eLtax)の運用管理	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請(事業者名、作業内容、作業期間等記載)に対する承認
	⑥再委託事項	現地対応作業、問い合わせ対応等

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (63) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (50) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	特別徴収義務者として指定した給与支払者
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第1号
②提供先における用途	従業員の給与から個人住民税を特別徴収する
③提供する情報	宛名特定個人情報ファイルより取得した個人番号、4情報、および「2. ④記録される項目」の地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	松江市の個人住民税の納税義務者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (CD-ROM等、LGWAN回線)
⑦時期・頻度	当初賦課時(5月)及び更正時

提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号
②提供先における用途	国税に関する調査
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (LGWAN回線)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先4	特別徴収義務者である年金保険者
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号
②提供先における用途	公的年金から個人住民税を特別徴収する
③提供する情報	個人番号、4情報及び個人住民税の特別徴収額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN回線)
⑦時期・頻度	当初賦課時(7月)及び更正時

提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号
②提供先における用途	地方税に関する調査
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先6～10	
提供先6	他の市町村長
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号
②提供先における用途	個人住民税の課税資料
③提供する情報	個人番号、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN回線、個人住民税システム)
⑦時期・頻度	申告受付期間(1～3月)及び随時

提供先7	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN回線)
⑦時期・頻度	随時
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	松江市市長部局の各課(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1号別表第1(別紙2参照)
②移転先における用途	松江市市長部局の各課が行う事務のうち、別に定める事務(別紙2参照)
③移転する情報	その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<松江市における措置> 下記の措置を講じるデータセンター内のサーバー室に設置したサーバー内に保管され、バックアップ媒体は同データセンター内の保管室に保管される。 1. データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 2. サーバー室は、ICカードとパスワードによる個人認証及び生体認証による入室管理を行っている。 3. サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証を必要とする。 4. 保管室は、生体認証による入室管理を行っている。 バックアップ媒体については、上記データセンター以外にも、下記の措置を講じる別のデータセンター内の保管室に保管される。 5. データセンターは、事前申請方式の有人受付による入館管理を行っている。 6. 保管室は、生体認証による入室管理を行っている。 7. バックアップ媒体の移動及び保管にあたっては、GPSによる所在確認が可能なケースに格納する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 宛名特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 宛名区分、6. 個法区分、7. 宛名税目コード、8. 通称名使用区分、9. 宛名異動事由、10. 宛名基本異動日、11. 宛名基本届出日、12. 基本氏名カナ情報、13. 基本氏名検索カナ情報、14. 基本氏名漢字情報、15. 基本名カナ情報、16. 基本名検索カナ情報、17. 基本名漢字情報、18. 生年月日、19. 性別、20. 行政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 選挙区、24. 郵便親番、25. 郵便子番、26. 住所区分、27. 住所コード、28. 番地コード、29. 枝番コード、30. 小枝番コード、31. 小枝番コード3、32. 住所漢字、33. 方書漢字、34. 国籍コード、35. 在留資格、36. 在留期間開始日、37. 在留期間終了日、38. 住記住民日、39. 住記住定日、40. 住記消除日、41. 住記消除事由、42. 住記住民区分、43. 転入前市町村コード、44. 転入前郵便番号、45. 転入前住所、46. 転入前方書、47. 転出前市町村コード、48. 転出前郵便番号、49. 転出前住所、50. 転出前方書、51. 外国人登録番号、52. 社会保障番号、53. DVフラグ、54. ネグレクトフラグ、55. 送付先設定事由、56. 送付先設定日、57. 送付先廃止事由、58. 送付先廃止日、59. 送付先氏名カナ情報、60. 送付先氏名検索カナ情報、61. 送付先氏名漢字情報、62. 送付先名カナ情報、63. 送付先名検索カナ情報、64. 送付先名漢字情報、65. 送付先郵便親番、66. 送付先郵便子番、67. 送付先住所区分、68. 送付先住所コード、69. 送付先番地コード、70. 送付先枝番コード、71. 送付先小枝番コード、72. 送付先小枝番コード3、73. 送付先住所漢字、74. 送付先方書漢字、75. 特定宛先人区分、76. 特定宛先人コード、77. 特定宛先人設定日、78. 特定宛先人廃止日、79. 世帯コード、80. 続柄、81. 世帯増事由、82. 世帯増異動日、83. 世帯減事由、84. 世帯減異動日、85. 口座申込年月日、86. 口座開始年月日、87. 口座解約異動事由、88. 口座解約年月日、89. 金融機関コード、90. 口座種別、91. 口座番号、92. 口座名義人カナ、93. 口座電話番号、94. 納付種別、95. 口座振替通知出力区分、96. 還付申込年月日、97. 還付開始年月日、98. 還付解約異動事由、99. 還付解約年月日、100. 還付金融機関コード、101. 還付用口座種別、102. 還付用口座番号、103. 還付口座名義人カナ、104. 還付口座名義人漢字、105. 還付口座電話番号、106. 組合コード、107. 組合加入日、108. 組合脱退日、109. 市町村コード、110. 関連前宛名コード、111. 関連宛名開始事由、112. 関連宛名開始異動日、113. 関連宛名終了事由、114. 関連宛名終了異動日、115. 連絡先種別、116. 電話番号等、117. 経理担当者等、118. 連絡先設定日、119. 異動担当者、120. 更新業務コード

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 個人住民税特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 年度、3. 宛名コード、4. 宛名区分、5. 賦課期日区分、6. 性別、7. 生年月日、8. 世帯コード、9. 続柄コード、10. 生活保護該当区分、11. 本人専従区分、12. 事業所家屋敷区分、13. 被扶養区分、14. 障害者区分、15. 寡婦区分、16. 寡夫区分、17. 個人コメント1、18. 個人コメント2、19. 個人コメント3、20. 個人コメント4、21. 賦課氏名カナ、22. 賦課氏名漢字、23. 賦課住所区分、24. 賦課住所コード、25. 賦課住所番地、26. 賦課住所枝番、27. 賦課住所小枝番、28. 賦課住所、290. 賦課住所方書、30. 新規フラグ、31. 配偶者宛名コード、32. 徴収希望、33. 納通発送区分、34. 納通発送日、35. 市申送区分、36. 未申告区分、37. 294条通知日、38. 通報年月日、39. 扶養照会区分、40. 扶養照会年月日、41. 申告書発送済区分、42. 国保加入区分、43. 世帯外被扶養区分、44. 主宛名コード、45. 主世帯コード、46. 被扶養専従者区分、47. 被扶養区分、48. 消除区分、49. 被扶養専従異動事由、50. 異動年月日、51. 更新年月日、52. 更新時分、53. 更新職員番号、54. 特別徴収義務者コード、55. 年金保険者用整理番号1、56. 年金保険者用整理番号2、57. 特徴税額通知一作成日、58. 特徴税額通知一対象者情報、59. 年金特徴予定額10月、60. 年金特徴予定額12月、61. 年金特徴予定額2月、62. 年金特徴予定額4月、63. 年金特徴予定額6月、64. 年金特徴予定額8月、65. 税額通知結果一受領日、66. 税額通知結果一処理結果、67. 徴収結果一10月受領日、68. 徴収結果一10月各種区分、69. 徴収結果一12月受領日、70. 徴収結果一12月各種区分、71. 徴収結果一2月受領日、72. 徴収結果一2月各種区分、73. 徴収結果一4月受領日、74. 徴収結果一4月各種区分、75. 徴収結果一6月受領日、76. 徴収結果一6月各種区分、77. 徴収結果一8月受領日、78. 徴収結果一8月各種区分、79. 停止通知一作成日、80. 停止通知一各種区分、81. 停止結果一受領日、82. 停止結果一処理結果、83. 特定誤りフラグ、84. 賦課連番、85. 徴収区分、86. 賦課レコード状態、87. 処理コード、88. 更正事由、89. 異動年月日、90. 済期、91. 開始期、92. 済月、93. 開始月、94. 優先資料区分、95. 優先資料番号、96. 給与合算区分、97. 受給者番号、98. 非課税区分、99. 控対配、100. 配特区分、101. 扶養同老人数、102. 扶養老人数、103. 扶養他人数、104. 扶養特定人数、105. 障害同特人数、106. 障害特人数、107. 障害他人数、108. 扶障配合区分、109. 本人特障、110. 本人他障、111. 夫あり、112. 未成年、113. 老年者、114. 寡婦一般、115. 寡婦特別、116. 寡夫、117. 勤労学生、118. 本人専従、119. 事業所家屋敷、120. 均等割区分、121. 本人希望徴収区分、122. 青色申告区分、123. 専従配偶者、124. 専従他人数、125. 生活保護取扱区分、126. 次年度市申送、127. 特徴給報資料番号、128. 減免率1期、129. 減免率2期、130. 減免率3期、131. 減免率4期、132. 減免率随1、133. 減免率随2、134. 減免開始日、135. 変更納期限1期、136. 変更納期限2期、137. 変更納期限3期、138. 変更納期限4期、139. 変更納期限随1、140. 変更納期限随2、141. 確定延滞金計算区分、142. 決定日、143. オンライン決定フラグ、144. 通知書番号、145. 所得控除件数(賦課)、146. 所得控除区分(賦課)、147. 所得控除額(賦課)、148. 月割額、149. 月別特徴指定番号、150. 月別特徴個人番号、151. 期割額、152. 警告コード(賦課)、153. エラーコード(賦課)、154. 還付加算金起算日設定、155. 住宅特定取得以外、156. 居住年月日、157. 計算値老年者区分、158. 変更納期限随3、159. 変更納期限随4、160. 減免割合、161. 減免理由、162. 税移減税区分、163. 年金特徴計算、164. 年金特徴停止月、165. 本徴収停止依頼日、166. 扶養年少人数、167. 扶養成年人数、168. 資料区分、169. 資料番号、170. 乙欄区分、171. 中途就退区分、172. 中途就退年月日、173. 課税対象外区分、174. 電話番号、175. 所得控除件数(資料)、176. 所得控除区分(資料)、177. 所得控除額(資料)、178. 専従者生年月日、179. 専従者給与額、180. 専従者宛名コード、181. 専従者個人番号、182. 配偶者生年月日、183. 配偶者宛名コード、184. 配偶者個人番号、185. 扶養者生年月日、186. 扶養者宛名コード、187. 扶養者個人番号、188. 扶養者控除額、189. 警告コード(資料)、190. エラーコード(資料)、191. 摘要欄存在フラグ、192. 扶養年少人数、193. 年少扶養生年月日、194. 年少扶養宛名コード、195. 年少扶養個人番号、196. 扶養成年人数、197. 成年扶養生年月日、198. 成年扶養宛名コード、199. 給報摘要欄、200. 課税年度、201. 過年度連番、202. 過年度枝番、203. 調定年度、204. 過年度増分税額、205. 過年度納期限、206. 過年度通知日、207. 変更納期限、208. 賦課連番、209. メモ内容、210. 住登地住所コード、211. 住登地住所、212. メモ本年度のみ、213. 報告人数、214. 納入書発送区分、215. 納通等返送区分、216. 納通等返送日、217. 納特区分、218. 納特開始年月、219. 納特終了年月、220. 非課税人数、221. 普徴区分、222. 通知書出力区分、223. 個人番号配番区分、224. 官公庁区分、225. 総括表訂正有無、226. 給報受付日、227. 事業所異動事由、228. 特徴最終個人番号、229. 特徴月割額、230. 特徴月別人員、231. 月割充当額、232. 納税者ID、233. メモ内容、234. 従業員状態、235. 停止事由、236. 停止月、237. 仮徴収4月、238. 仮徴収6月、239. 仮徴収8月、240. 前年徴収10月、241. 前年徴収12月、242. 前年徴収2月、243. 依頼年月日、244. 当初確定フラグ、245. プリントフラグ

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託については、事前申請書を提出させ、審査のうえ適当と判断したものについて承諾している。委託先が責任を持って再委託先を管理・監督し、委託先と同等のセキュリティの確保を行わせる。	
その他の措置の内容	・委託業務は、本市庁舎内及びデータセンター内で行えない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、「松江市新行政情報システム構築・運用業務」企画提案実施要領に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <p>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</p> <p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</p>		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「宛名特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは外部に保管・施錠している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請承認されていない物品、記録媒体、送信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <p><技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 	
10. その他のリスク対策		
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>		

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへの他業務からのアクセスは禁止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。</p> <p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託については、事前申請書を提出させ、審査のうえ適当と判断したものについて承諾している。委託先が責任を持って再委託先を管理・監督し、委託先と同等のセキュリティの確保を行わせる。
その他の措置の内容	・委託業務は、本市庁舎内及びデータセンター内で行えない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・情報保護管理体制の確認
委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、「松江市新行政情報システム構築・運用業務」企画提案実施要領に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。
また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
- ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。
閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。
閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。
- ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録
契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「個人住民税特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。
- ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置
正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、システム的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。
- ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1. 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3. 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは外部に保管・施錠している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、送信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。

<技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] ^{<選択肢>} 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松江市 総務部総務課 法制・情報公関係 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松江市 政策部情報統計課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年12月14日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	I-2-①システム1-③他システムとの接続	〔O〕その他(課税原票管理システム、GW証明発行システム)	〔O〕その他(課税原票管理システム、GW証明発行システム、コンビニ交付システム)	事前	
平成28年7月27日	I-2-①システム11	—	「コンビニ交付システム(「I-2-①システム11」のとおり)	事前	
平成29年7月27日	II(2)-5 移転先1	—	「別紙1」のとおり	事前	
平成30年4月18日	II(2)-5 提供先2	〔O〕その他(CD-ROM等)	〔O〕その他(CD-ROM等、LGWAN回線)	事後	リスクを軽減させる変更であるため
平成30年4月18日	II(2)-5 提供先6	〔O〕紙 〔O〕その他	〔O〕紙 〔O〕その他(LGWAN回線、住民税システム)	事後	リスクを軽減させる変更であるため
平成31年1月1日	II(2)-5 提供先7	—	「提供先7」を追加	事後	リスクを軽減させる変更であるため
令和1年6月25日	I-6-②所属長の役職名	市民税課長 坂本 貴子	市民税課長	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 提供先7	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-1	健康福祉部保健福祉課	福祉部福祉総務課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-2	健康福祉部保育課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-3	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-4	健康福祉部保健福祉課家庭相談室	福祉部家庭相談課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-5	健康福祉部保健センター	子育て部子育て支援センター	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-6	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-7	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-8	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-9	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-10	健康福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-13	都市整備部建築課	歴史まちづくり課建築指導課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-14	健康福祉部保健福祉課	福祉部福祉総務課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-17	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-18	都市整備部建築課	歴史まちづくり部建築指導課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-20	健康福祉部保健福祉課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-21	健康福祉部保健福祉課	福祉部福祉総務課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-22	健康福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-23	健康福祉部保健福祉課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-24	健康福祉部保健福祉課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-25	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-26	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-27	健康福祉部保健福祉課	福祉部福祉総務課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-28	健康福祉部保健福祉課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-29	健康福祉部保健センター	子育て部子育て支援センター	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-30	健康福祉部保健福祉課	福祉部福祉総務課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-31	健康福祉部保健福祉課	福祉部福祉総務課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-32	健康福祉部保健福祉課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-35	健康福祉部保健福祉課	福祉部福祉総務課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-36	健康福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-37	健康福祉部保健センター	福祉部健康推進課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-39	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-40	健康福祉部保育課	子育て部子育て政策課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-41	健康福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-44	健康福祉部保育課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-45	健康福祉部保健福祉課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-46	健康福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-47	健康子育て部子育て支援課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-48	健康子育て部子育て支援課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-49	健康子育て部子育て支援課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-50	健康子育て部子育て支援課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	法令上の根拠-41~46	条例(制定予定)	条例	事後	
令和2年10月2日	IV-2-①連絡先	松江市 政策部情報政策課	松江市 政策部情報統計課	事後	
令和2年12月25日	I-1-②事務の内容-〔課税資料等収集事務〕⑥他団体からの資料の受領	—	⑥他団体からの資料の受領 他団体から送付された資料を受領する。	事後	
令和2年12月25日	I-2-①システム1-③他システムとの接続	〔O〕その他(課税原票管理システム、GW証明発行システム、コンビニ交付システム)	〔O〕その他(課税原票管理システム、GW証明発行システム、コンビニ交付システム、個人住民税申告支援システム)	事前	事後でも足りるが、他項目の変更による事前の再実施に合わせるもの。
令和2年12月25日	I-2-①システム2-③他システムとの接続	〔O〕その他(番号連携サーバー(団体内統合宛名システム))	〔O〕その他(番号連携サーバー(団体内統合宛名システム、個人住民税申告支援システム))	事前	事後でも足りるが、他項目の変更による事前の再実施に合わせるもの。

令和2年12月25日	I-2-システム12	—	個人住民税申告支援システム(「I-2-システム12」とのり)	事前	事後でも足りるが、他項目の変更による事前の再実施に合わせるもの。
令和2年12月25日	II(1)-3-④使用の主体 利用者数	3)50人以上100人未満	4)100人以上500人未満	事後	
令和2年12月25日	II(1)-5 移転先1⑥提供方法	[○]紙 []その他	[○]紙 [○]その他(LGWAN)回線	事後	
令和2年12月25日	II(1)-6 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳密に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる変更のため、重要な変更にと当たらない。
令和2年12月25日	II(2)-4 委託事項3-③委託先名、再委託④-⑥	株式会社 TIS [再委託しない]	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ [再委託する](「II(2)-4 委託事項3④、⑤、⑥」とのり)	事前	
令和2年12月25日	II(2)-4 委託事項4	—	個人住民税申告支援システムの構築、運用、保守業務(「II(2)-4 委託事項4」とのり)	事前	
令和2年12月25日	II(2)-5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている (62件)	[○]提供を行っている (63件)	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 提供先3	[○]紙 [○]その他(LGWAN)回線、個人住民税システム	[○]紙 [○]その他(LGWAN)回線	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 提供先5	[○]紙 [○]その他(個人住民税システム(閲覧))	[○]紙 []その他	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-1	福祉部福祉総務課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-2	福祉部介護保険課	健康部介護保険課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-3	福祉部介護保険課	健康部介護保険課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-4	福祉部健康推進課	健康部健康推進課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-5	子育て部子育て政策課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-6	福祉部介護保険課	健康部介護保険課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-7	健康子育て部子育て支援課	健康部保健衛生課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-8	健康子育て部子育て支援課	健康部保健衛生課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-6 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳密に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる変更のため、重要な変更にと当たらない。
令和2年12月25日	III(1)-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、送信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	事後	
令和2年12月25日	III(2)-6 リスク1 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	
令和2年12月25日	III(2)-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、送信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	事後	